

## 質問に対する回答（熊本県児童虐待防止等に係るSNS相談事業）

質問項目	質問内容	回答
① 仕様書 4 事業内容 5 相談対応	情報提供を行う具体的な関係機関をご教示ください。	児童相談所、子ども家庭センター、児童家庭支援センター、警察等を想定しています。
② 提案書様式 「9 子どもや保護者に向けた広報活動」	本年度実施した広報活動についてご教示ください。	今年度は未実施です。
③ 提案書様式 「11 SNS相談窓口の開設に当たっての基本的な考え方」	昨年度と本年度の相談実績をご教示ください。	〈相談件数(実人数)〉 昨年度:267人 本年度(4月～12月):105人 〈相談件数(延べ人数)〉 昨年度:391人 本年度(4月～12月):150人
④ 提案書様式 「1 SNS相談窓口の開設に当たっての基本的な考え方」	本事業を推進するうえで課題として捉えている点をご教示ください。	匿名性の高い相談形態であり、詳細な情報の取得が難しく、深刻なケースの可能性がある場合、どのように支援につなげるかが課題。
⑤ 提案書様式	企画提案書は任意の様式で問題ないでしょうか。	県ホームページに掲載している様式を使用してください。
⑥ 募集要綱	2 予算額上限 令和7年度受託事業者の契約金額をご教示いただけますでしょうか。	契約金額:4,750,680円
⑦ 募集要綱	7 受託候補者の決定方法等 ヒアリング審査について、何名まで参加可能でしょうか。	3人程度でお願いします。
⑧ なし	令和7年度の相談件数について教えてください。	③の回答を参照してください。
⑨ 企画書	表題、本文について文字の大きさや文字背景色、フォントなどは特段指定はございませんでしょうか。	特に指定はありません。
⑩ なし	今年度の対応件数実績について教えていただけますでしょうか。	③の回答を参照してください。
⑪ 募集要綱	2 予算額上限について 昨年度よりも199千円上限が上がっていますが、どのような理由でしょうか？	物価及び人件費高騰分を加味したためです。
⑫ 仕様書	こども家庭庁の「親子のための相談LINE」は既に導入中のため使用料はお見積額に含める必要はない認識でよろしいでしょうか？	こども家庭庁のシステムを利用するにあたり、システムの使用料は発生しないため、見積額に含める必要はありません。
⑬ 仕様書	4(4)④(d)「その他、県が適当と認めた者。」について (a)～(c)以外で想定されている基準等はござりますでしょうか？	具体的な基準は定めておりませんので、(a)～(c)以外で相談員として適当と思われる資格・経験を有する場合は、(d)として協議してください。
⑭ 仕様書	4(4)⑧(b)「国が実施するシステム操作説明会にも参加すること。」について ・従事者全員の参加が必須でしょうか？ ・説明会はどれくらいの頻度で、どのように開催されているのでしょうか？(現地／オンライン／有償／無償)	参加者数について特に指定はありません。 システムに機能が追加された場合等に開催されていますが今年度は操作説明会は実施されておりません。
⑮ 仕様書	4(5)④「他に当該相談者に連絡する手段がない場合に限り、回答することを要しない」とのことですが、他に当該相談者に連絡する手段としてはどのような手段を想定されていますでしょうか？	電話番号等を取得している場合は、電話連絡等の手段を想定しています。
⑯ 仕様書	4(5)⑥「相談者の同意を得て」とのことですが、想定されている「同意を得る行為」はどのようなことでしょうか？	相談の中で、相談者の年齢・性別や、相談内容等について情報収集することを想定しています。
⑰ 仕様書	4(5)⑦児童福祉に関する情報収集の上相談者へ情報提供し、当該機関にも情報提供の上継続支援を依頼するとのことですが、相談者へ案内して問題ない機関か事前に熊本県様へ確認が必要でしょうか？(熊本県様が把握済みの機関しか案内すべきでないか、そうでない機関でも案内してよろしいか)また、当該機関へ支援依頼をする際は熊本県様の事業で連絡している旨を伝えて問題ございませんでしょうか？	継続支援を依頼する機関については、関係市町村や、児童家庭支援センター等の行政関係機関を想定しております。相談窓口の案内については、原則として事前確認していただく必要があります。 また、継続支援を依頼する場合は、熊本県の事業で連絡している旨伝えていただいて問題ございません。
⑱ 募集要項	今回の事業は、本年度新設の事業でしょうか	令和4年度から実施しています。
⑲ 募集要項	ヒアリングは現地での対面となりますか	熊本県内で対面で実施します。やむを得ない事情があればご相談ください。
⑳ 募集要項	企画提案書の作成にあたっては、必ず【提出書類】企画提案書様式」を使用する必要があります。 また、図・表などの挿入は可能ですか。 さらに、ヒアリング当日に企画提案書以外の資料を使ってプレゼンテーションを行うことはできますか。	企画提案書様式を使用ください。 図・表の挿入は可能です。 企画提案書を使用してプレゼンテーションを行ってください。
㉑ 仕様書	相談員の資格として、臨床心理士、公認心理師は認められますか	1年以上の児童福祉に関する相談経験を有する場合は仕様書4(4)④(b)に該当します。